

第2章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガス排出削減の対策の推進

現況

国際社会においては、これまで平成 32（2020）年以降の法的拘束力をもった新たな枠組み（ポスト京都議定書）づくりを目指した協議が継続的に行われ、平成 25（2013）年 11 月に、国は、温室効果ガスを平成 32（2020）年度までに平成 17（2005）年度比 3.8%削減すると決定しました。

県においても、温暖化対策に係る目標については、国際的な枠組みや国の目標検討状況を注視し設定することとし、当面は、平成 24（2012）年 10 月に策定した「熊本県総合エネルギー計画」に基づき、「平成 32（2020）年度末における①新エネルギーの累計導入量と、②省エネルギー等によるエネルギー削減相当量の合計が、原油換算 100 万 kL となること」を温暖化対策における県民共通の指標とし、新エネルギー導入・省エネルギー推進による温暖化対策を推進してきました。

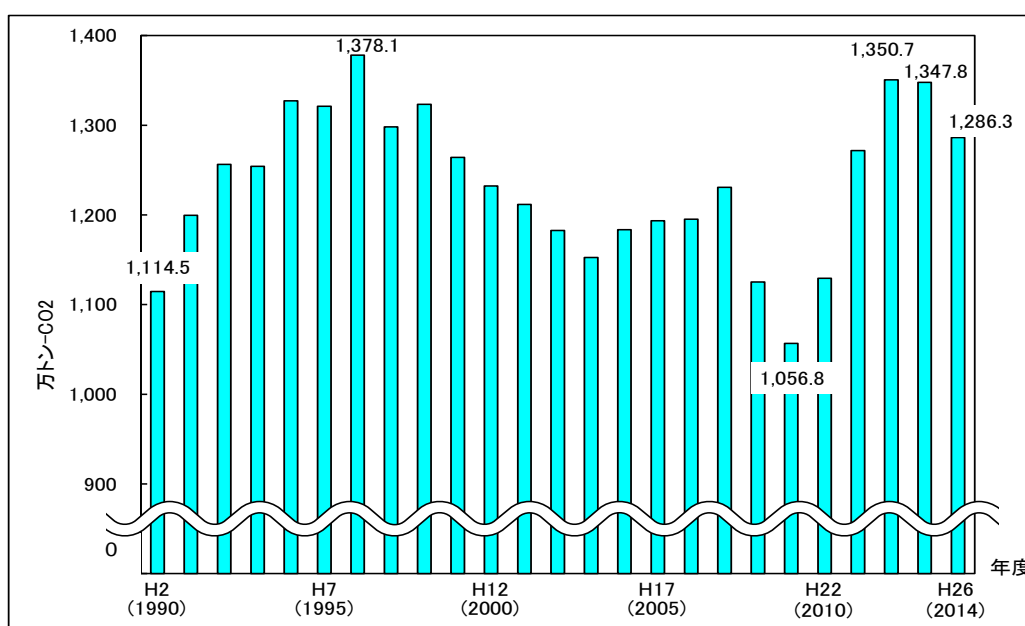
平成 28（2016）年 2 月には、新たな国際的枠組みや国の目標を踏まえ、第五次熊本県環境基本計画の中で「温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で平成 32（2020）年度 18%削減、平成 42（2030）年度 30%削減」という新たな目標を設定しました。

(1) 熊本県内の温室効果ガス排出量

温室効果ガス総排出量は 1990 年代後半から低下傾向が見られましたが、景気回復や猛暑・厳冬の影響等により、平成 22（2010）年度には増加に転じました。その後、平成 23（2011）年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災以降の火力発電の割合の増加等により、化石燃料の消費量が増加しました。

直近となる平成 26（2014）年度の総排出量は、1,286 万 3 千 t-CO₂ であり、前年度比 4.6%減となりました。前年度比で、2 年連続で総排出量は減少しました。これは、国や電力会社の要請を受けた節電取組の継続によるエネルギー消費量の抑制や、再生可能エネルギーの電力量割合の増加に伴う電力排出係数の低下によると考えられます。

図 2-1-1 温室効果ガス総排出量の推移



(2) 部門別の排出量

部門別排出量の内訳は、産業部門が3割以上を占め最も多く、次いで家庭、運輸、業務部門となっています。

また、前年度比では、産業部門が2.0%減、運輸部門が4.2%減、家庭部門が7.1%減、業務部門が10.1%減となっています。

図 2-1-2 部門別排出量の推移

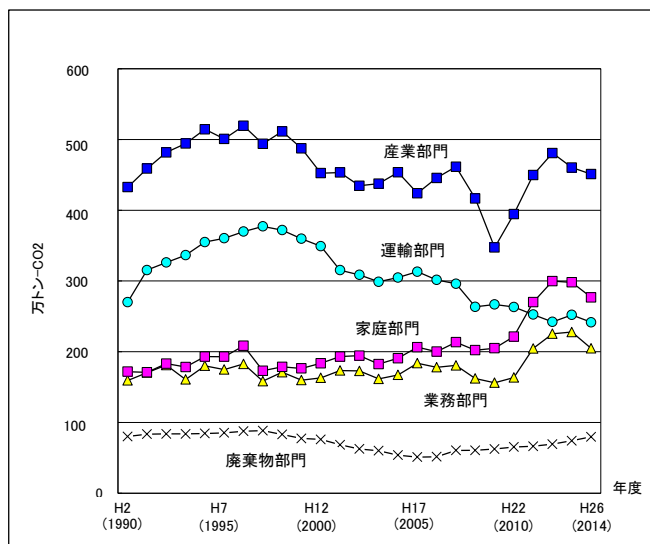
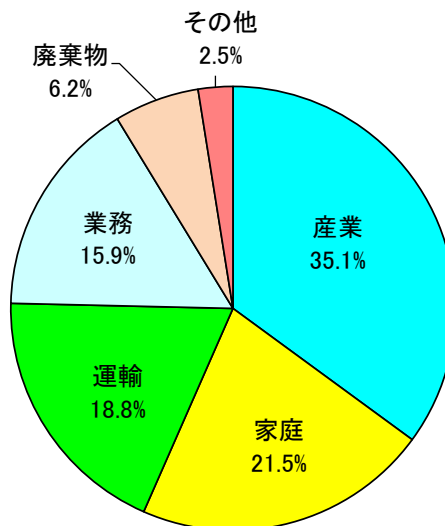


表 2-1-1 部門別排出量の割合



課題

排出量の伸び率が大きい家庭、業務部門における重点的な対策がより一層必要であり、県民一人ひとりが、環境問題を自分自身の問題と捉え、家庭や事業所等において、主体性を持って温室効果ガス排出削減の具体的な行動を起こし、環境配慮型のライフスタイルを定着させることが必要です。

取組

(1) 県民総ぐるみによる地球温暖化防止の取組

① ストップ温暖化県民総ぐるみ運動

県では、熊本県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県温防センター」という。）をはじめ、環境団体、事業者、行政等とのパートナーシップにより「熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議（平成28年3月末：601会員）」を組織し、標記運動を展開しています。この運動では、温暖化防止のための統一行動（ノーマイカー通勤・エコドライブの促進、省エネ家電、製品の購入促進等6項目）や環境配慮型のライフスタイル、ビジネススタイルの実践を促す「くまもとらしいエコライフ宣言」の呼びかけにより、県民に対する普及啓発に取り組んでいます。

平成27年度開催の会議では、認定NPO法人環境市民の杵本育生代表理事に「豊かな地域づくりと気候変動防止～COP21パリ会議に際して～」というテーマで講演していただきました。その他、地域での取組やBDFの利活用等に係る事例発表等を実施しました。

② 啓発イベント出展・実施

熊本市主催の環境フェア（5月）でパネル展示や体験コーナーを設置したほか、夏と冬の節電要請期間に合わせて「節電街頭キャンペーン」を国・熊本市・九州電力（株）・県温防センターと共同で、熊本市内で2回実施しました。

1月には、県民一人ひとりが地球温暖化を自分の問題として捉え、楽しみながら学び考えることができる、参加・体験型イベント「総ぐるみくまもと環境フェア」を県温防センターとの共催でグランメッセ熊本において開催（「エコライフフェア」との共同開催）しました。ステージイベントや環境絵画コンクール表彰式、「エコ村伝承館」による竹箸作りなどの体験教室を実施し、イベント全体で約10,000人の来場がありました。

(2) 家庭部門の取組

啓発冊子「くまエコ学習帳」を活用し、地域での学習会に講師を派遣するなど、くまもとの気候や風土・県民気質にあった取組を促し、環境に配慮したくまもとらしいライフスタイルやビジネススタイルの実践につなげました。

家庭の省エネアドバイザーを地域に派遣し、家庭の省エネについての個別アドバイスを実施しました。（5回開催）

九州各県と協働し、家庭での節電、森林保全等の環境保全活動、省エネ製品の購入等に参加した住民にポイント券を交付する「九州エコライフポイント制度」を平成25年10月から実施しています。夏と冬の節電要請期間には、電気使用量の削減率に応じてポイント券を交付し、節電活動を推進しました。



また、「地球温暖化防止活動推進員」（平成28年3月末：77人）や「地球温暖化対策地域協議会」（平成28年3月末：12団体）が各地域で行う普及啓発の取組に関する課題解決のための意見交換会を開催するなどの支援を行いました。

さらに、推進員の活動の活性化や取組の広がりを図るため、推進員及び市町村担当者に対する特別研修を実施しました。（基礎研修7回、活動実践研修2回）

県庁舎など33の県有施設でアサガオやゴーヤによるグリーンカーテンを設置したほか、県庁で植え付けイベントを開催するなど普及啓発に取り組みました。

店舗やオフィス、家庭の照明の県内全域での一斉消灯を呼びかける「くまもとライトダウン」を実施しました。（夏季4回、冬季2回）

他にも、住宅の省エネルギー化を促進するため、ゼロ・エネルギーハウスの導入支援を実施しました。（補助交付決定件数：20件）

(3) 産業・業務その他部門の取組

平成22年度に施行した「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」では、事業者の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進するため、一定規模以上の事業者による事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減のための計画書及び計画の実施状況報告書の提出を義務付け、提出された計画書及び実施状況報告書を県が公表する制度「事業活動温暖化対策計画書制度（平成27年度参加事業者数：311）」を導入し、各事業者において、LED照明・太陽光発電システム等の省エネ機器導入等の様々な取組が行われています。

その他に、事業者に従業員のエコ通勤の取組を促す「エコ通勤環境配慮計画書制度（同77事業者）」や、建築物の環境性能の向上を促す「建築物環境配慮制度（平成22～27年度累計469件）」も導入しており、各事業者・建築主において、温室効果ガスの削減や環境負荷の低減に取り組まれています。

11月には、県民や事業者の方々を対象にした省エネセミナー（81人参加）を開催し、省エネ・節電に関する啓発を行いました。

また、環境マネジメントシステムの導入を促すため、「エコアクション21導入セミナー」を開催、8社が参加しました。

他にも、中小企業等の省エネルギー化を促進するため、スマートメーターやLED照明などの省エネ設備の導入支援を実施しました。(29件)

(4) 運輸部門の取組

4月22日に、「アースウィーク実行委員会」及び「熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議」の共催で、ノーマイカー通勤を呼びかけるパレードを実施しました。(約200人参加)

11月のエコドライブ推進月間に、各警察署、免許センター等を通じて普及啓発用のチラシを配布するなど、県民の方への普及啓発を実施しています。

また、普通充電器・急速充電器の設置や各種実証実験など電気自動車の普及促進、パークアンドライドの利用促進、JR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行などにも取り組みました。

(5) 環境物品等の調達（グリーン購入）の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、毎年、「熊本県グリーン購入推進方針」を作成し、環境負荷の低減に資する製品やサービスの調達を推進しています。平成27年度は、21分野282品目を対象にグリーン購入に努め、その取組（実績）の概要は以下のとおりです。

表 2-1-2 平成27年度グリーン購入調達実績

分野	調達率(%)	分野	調達率(%)	分野	調達率(%)	分野	調達率(%)
紙類	98.2	文具類	84.6	オフィス家具等	86.3	画像機器等	99.1
電子計算機等	99.2	オフィス機器等	99.6	移動電話	100.0	家電製品	100.0
エアコンディショナー等	97.2	温水器等	100.0	照明	98.9	自動車等	99.9
消化器	98.7	制服・作業服	96.0	作業手袋	98.8	インテリア・寝装寝具	61.8
その他繊維製品	96.1	設備	—	災害備蓄用品	100.0	製材(公共工事)	—
合板(公共工事)	—	省エネルギー診断(役務)	—	印刷(役務)	99.6	食堂(役務)	100.0
自動車専用タイヤ更生	100.0	自動車整備(役務)	94.6	庁舎管理等(役務・機密文書処理)	100.0	庁舎管理等(役務・機密文書処理以外)	98.8
輸配送(役務)	100.0	旅客輸送(役務)	68.8	照明機能提供業務(役務)	—	小売業務(役務)	100.0
クリーニング(役務)	99.8	自動販売機設置(役務)	98.6	引越輸送(役務)	100.0	会議運営(役務)	100.0

(6) 新エネルギー導入の促進

① 新エネルギー普及啓発

二酸化炭素の排出が少ないなど地球環境へ与える負荷が小さく、地球温暖化防止や石油代替エネルギーとして有効な新エネルギーへの理解と認識を深めてもらうための普及啓発活動を行っています。

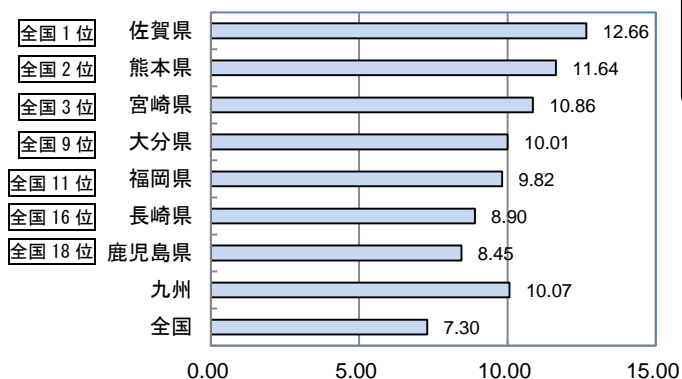
また、くまもとエネルギービジネス推進協議会と共同で新エネルギー・省エネルギーを利用したエネルギーの地産地消に関するセミナーの開催やエネルギー関連の展示会（東京ビッグサイト）への県内企業の出展を支援するなど、新エネルギーの導入促進に取り組みました。

② 太陽光発電システムの導入促進

メガソーラー発電所建設に係る事業者、地元市町村及び県での三者協定を、平成28年3月末までに66件締結し、大規模太陽光発電の導入を促進するとともに、県民への普及啓発を行うことにより住宅への太陽光発電の導入促進を図りました。

◆平成27年度住宅用太陽光発電普及率
熊本県 11.64% (全国2位)

図 2-1-3 住宅用太陽光発電普及率（平成27年度）



2 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

現況

平成9年に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で「京都議定書」が採択され、森林による二酸化炭素の吸収を促進する方法として、新規植林、再植林、森林経営（持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための下刈り、間伐等一連の作業）という3つの手法が示されました。

しかしながら、我が国のように過去に植林を進めてきた国については、水田や原野等への新規植林や、伐採跡地等新たな土地に植林する余地は乏しいことから、間伐等の森林経営により二酸化炭素の吸収を促進する対策が極めて重要です。

また、森林から産出される木材は、建築資材等として使用されている間、炭素を貯蔵しているほか、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないカーボンニュートラルの特性を有しており、木材需要による炭素固定作用にも関心が高まっています。

課題

森林・林業の現状として、林業採算性の悪化、森林所有者の林業経営意欲の減退等により、森林を健全に維持するための間伐や伐採後の植林が行われない森林が見受けられるようになってきました。

森林による二酸化炭素の吸収を促進するには、適切な森林整備を実施することが不可欠となっています。

また、木材を利活用することは、森林所有者の林業経営意欲の向上、ひいては森林整備の促進、更には木材の持つ炭素固定効果を一層発揮させることに結びつくものであることから、木材の利用促進に積極的に取り組むことも不可欠となっています。樹木を木材として利用している期間に発揮される二酸化炭素の固定作用を積極的に評価する必要があります。

取組

(1) 森林整備による吸収促進

京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標の達成に向けて、平成19年からの6カ年計画として「熊本県森林吸収量確保推進計画」を策定し、森林吸収量確保に関する基本方針や措置等を定めて、各種対策に取り組みました。

平成25年度以降も引き続き二酸化炭素吸収源対策として、森林整備を推進することとしており、平成27年度は8,527haの人工林で間伐が実施されました。

(2) 県有林におけるカーボン・オフセット用クレジットの取得及び熊本県J-VERロゴマークの活用

五木村の県有林モデル団地において、平成19年度から平成23年度に間伐した森林の成長量を二酸化炭素吸収量として、環境省のオフセット・クレジット（J-VER）の認証を受け（4,583t-CO₂）、カーボン・オフセットに取り組んでいる企業等にそのクレジットを販売するとともに、民有林に対し制度の普及を図ることに取り組んでいます。

その実績として、平成27年度までに21社へ487t-CO₂のクレジットを販売しています。

また、J-VER制度のPR及び熊本県内で創設されたJ-VERクレジットの取引の活性化を目的に、J-VER認証取得者やクレジット購入者が商品やパンフレット等に活用できる「熊本県J-VERロゴマーク」を策定し、平成25年12月から申請受付を開始しました。平成27年度末までに11件の申請があっています。

(3) 県産木材の利用促進

熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部において、県が直接又は市町村等への補助等により整備する公共施設や公共工事での県産木材の利用促進を図っており、平成27年度には学校施設、社会福祉施設、庁舎等において5,370 m³の木材が利用されました。

また、住宅への県産材の利用を促進するため、「くまもと地産地消の家づくり推進事業」を活用し125戸の木造住宅の新築・リフォームに対し、県産の木材と畳表を提供しました。

さらに、県では保育園、幼稚園、小中学校に県産材で作られた机・椅子の導入を支援するなど木に親しむ環境づくりや、九州間伐紙コピー用紙「木になる紙」の導入促進に取り組みました。

(4) 木質バイオマスの利用促進

重油等を燃料としているボイラーの木質バイオマスボイラーへの転換に取り組んでおり、平成27年度は、農業用ボイラー22台、温泉用ボイラー2台、木材乾燥機用木屑焚ボイラー2台が導入されました。

また、八代市において木質バイオマス発電所が稼働し、荒尾市においても建設が進められるなど、今後の更なる利用拡大が見込まれています。

(5) 企業等による森林整備活動の促進

「熊本県森林吸収量認証制度」に基づき、県内事業者等が行う森林整備活動を促進しています。平成27年度は、熊本県地球温暖化防止条例による二酸化炭素削減計画達成を後押しする森林吸収量認証書を14者に対して合計251.6t-CO₂/年分を交付しました。

3 基盤的な施策の推進（環境にやさしい産業の推進と事業者支援）

(1) 企業との環境保全協定

① 環境保全（公害防止）協定

現況

地域の発展のためには、地域の環境を保全しつつ工場など企業活動が行われることが不可欠となっています。環境保全（公害防止）協定は、地方公共団体又は地域住民がその地域の工場などとの間で、企業活動から派生する環境に関連する事項について取決めを行うものであり、地域の自然的、社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい保全対策が可能であることから、公害関係法令を補完するものとして広く活用されています。

表 2-1-3 県が当事者となって締結した環境保全協定一覧

地方公共団体	企業名	締結又は変更年月	備考
熊本県、福岡県 荒尾市、 大牟田市	九州三井アルミニウム工業(株) 三池火力発電(株)（現在は、 (株)シグマパワー有明）	平成 2. 4. 9	協定締結
		3. 4. 18	水質特定施設設置に伴う念書受理
		14. 4. 15	一部改定
		18. 6. 26	地位承継確認書(継: (株)シグマパワー有明)
熊本県、大津町	本田技研工業(株)	昭和 49. 6. 11	協定締結
熊本県、福岡県 荒尾市、 大牟田市	三井金属鉱業(株)（現在は、 承継者：三池製錬(株)）	昭和 50. 10. 23	協定締結
		56. 10. 15	一部改定に伴う協定書締結
		57. 8. 5	分離独立に伴う地位承継に係る念書受理（承継者：(株)三井金属三池製錬所）
62. 1. 14	地位承継願承認 （承継者：三池製錬(株)）		
熊本県、福岡県 荒尾市、 大牟田市	三井石炭鉱業(株)（現在は、 (株)シグマパワー有明）	昭和 56. 9. 18	協定締結
		平成 13. 6. 5	一部改定に係る確認書締結
		17. 7. 12	地位承継確認書(継: (株)シグマパワー有明)
熊本県、苓北町	九州電力(株)	昭和 57. 8. 3	協定締結
		平成 5. 3. 26	一部改定
		7. 8. 25	一部改定
		17. 6. 30	一部改定
		24. 10. 24	確認書締結

② 環境形成協定

現況

県が整備した工業団地（熊本テクノ・リサーチパーク、セミコンテクノパーク、城南工業団地など）では、進出した企業と良好な環境景観を形成することを目的として環境形成協定を締結しています。

③ 公害防止管理者制度

現況

公害防止管理者制度は、昭和46年6月に施行された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定規模を有する工場（特定工場）に公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びこれらの代理者を選任することを義務づけているものです。県下の製造業、電力会社などの工場・事業所で、平成27年度末現在で延べ239人（代理者196人）の公害防止管理者などが、それぞれ公害防止にあたっています。

(2) 環境にやさしい産業の推進と事業者の取組

① 環境にやさしい製品などの普及

現況

品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入することを「グリーン購入」といいます。

これは、国、地方自治体等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

消費者においても、製品の使用時における環境負荷だけでなく、資源（材料）の採取から製品が廃棄されるまでの環境負荷等も考慮し、総合的に判断して購入する必要がありますが、製品の環境に関する情報を提供するものとして、以下のものをはじめとした環境ラベルが重要な役割を果たしています。

表 2-1-4 主な環境ラベル

	<p>【エコマーク】 （公財）日本環境協会が、資源を再利用した製品や環境への負荷が少ない製品など、環境保全に役立つと認定した製品に表示されるマーク。</p>
	<p>【国際エネルギースターロゴ】 国際エネルギースタープログラム（日米政府が承認する省エネルギーのOA機器を対象とした任意登録制度）により設けられた基準をクリアした製品に表示されるマーク。</p>
	<p>【省エネラベル】 「エネルギーの使用に関する法律（省エネ法）」に基づき、家電製品ごとに、省エネ基準達成率が表示されるマーク。省エネ基準達成率が100%以上の製品には緑色のマークを表示。</p>
	<p>【低排出ガス車認定マーク】 国土交通省が、「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、低排出ガス車と認定した自動車に表示されるマーク。平成17年排ガス規制値を基準に2つの区分で低排出のレベルを表示。</p>
	<p>【燃費基準達成車認定マーク】 経済産業省及び国土交通省が、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき、型式指定をした自動車に表示されるマーク。</p>
	<p>【グリーンマーク】 （公財）古紙再生促進センターが承認した、原料に古紙を規定の割合以上利用している製品に表示されるマーク。</p>

② 熊本県環境保全協議会

現況

環境保全のための知識や情報の交換、事業者相互の交流等を図ることにより、地域における環境保全のための取組を推進し、もっと快適な環境づくりに寄与することを目的として、平成7年3月に熊本県環境保全協議会が設立されました。

本協議会は、県下176社の事業所と45市町村から構成され（平成28年3月末現在）、環境問題に関する講演会・研修会の開催、先進企業の視察見学会等を行っております。また、情報誌の発行やホームページによる情報提供など、環境保全に関する情報発信、啓発活動にも努めています。

(3) 環境にやさしい農業の推進

現 況

本県では、平成2～12年度にかけて「土づくり・減農薬運動」、また、平成13年度からは農業計画に「環境に配慮した農業の推進」を掲げ、減農薬や減化学肥料等の環境負荷軽減に取り組んできました。

また、エコファーマーの認定推進や熊本型特別栽培農産物「有作くん」等の生産拡大を図り、環境にやさしい農業を推進しています。

その結果、平成元年度を基準として、平成26年度の化学肥料の総使用量は約32%、化学合成農薬の県内総使用量は約30%に減少し、農業生産に起因する環境への負荷を軽減することができました。（表2-1-5）

さらに、平成23年度からは「くまもとグリーン農業推進本部」を設置し生産拡大だけでなく、理解促進や販売・購入機会の拡大に取り組み、県民あげた運動を展開しています。

表2-1-5 県内における化学肥料と農薬の使用量推移（上段：千t、下段：対基準年比）

「H」は平成を表す。

	基準年 H元	H5	H10	H15	H20	H25	H26
化学肥料	165.0 (100)	129.1 (78)	105.4 (64)	95.5 (58)	59.5 (36)	55.1 (34)	52.5 (32)
化学農薬	22.5 (100)	19.2 (85)	13.9 (62)	11.3 (50)	9.0 (40)	7.0 (31)	6.8 (30)

課 題

環境にやさしい農業技術の着実な普及と生産を安定させなければなりません。また、「くまもとグリーン農業」の県民運動として展開していく必要があります。

取 組

本県では、「くまもとグリーン農業」への意識啓発及び消費者への理解促進を進めるため、県民大会の開催、販売コーナーの設置、マークキャンペーンの開催、農業・環境関連イベントにおける展示等を実施しました。

持続性の高い農業生産方式の導入（土づくり・減化学肥料・減農薬）に取り組むエコファーマーの認定を推進しています。（平成27年度末実績認定数 8,817人）

また、熊本型特別栽培農産物（有作くん）等の環境と安全に配慮した農産物の生産を推進しています。

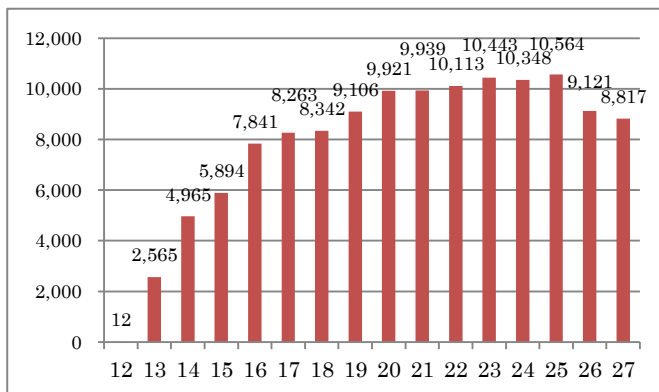
平成23年11月には「くまもとグリーン農業」宣言制度を発足させ、生産宣言者、応援宣言者の拡大を図っています。（平成27年度末生産宣言者数18,704戸）

平成27年4月には「地下水と土を育む農業推進条例」を施行し、さらに地下水や環境に配慮した農業を支える県民運動を展開していきます。

図2-1-4 熊本県のエコファーマー認定件数の推移



収穫祭におけるグリーン農業表彰式(平成27年11月30日)



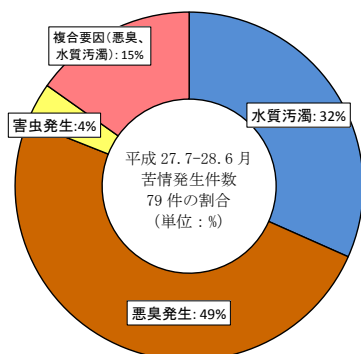
(4) 畜産による環境問題

現況

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、平成16年11月から家畜排せつ物の野積みや素掘り等の不適切な管理が禁止されました。

現在、これらの家畜排せつ物の不適切な管理は解消され、堆肥化等の処理が行われていますが、畜産経営に起因する苦情は昨年度一年間に79件発生しています。(調査期間：平成27年7月～28年6月) 発生件数は近年横ばいから減少傾向にあるものの、苦情の種類別に見ると、複合的要因も含め悪臭に関するものが約5割と最も多くなっています。(図2-1-5)

図2-1-5 畜産経営に起因する苦情の種類別割合



課題

家畜排せつ物を適正に管理・処理するための堆肥舎などの施設は畜産農家のほとんどで整備されていますが、家畜排せつ物を簡易な方法で管理している33戸(平成26年11月末現在)の畜産農家において、実情にあわせて堆肥舎などの施設整備を推進していくことや、生産される堆肥の耕畜連携による有効利用をさらに推進していくことなどが課題となっています。

取組

現在、畜産経営における環境対策は、家畜排せつ物の適正管理及び堆肥化等による農地への還元を基本として推進しています。

具体的には、堆肥舎や堆肥保管施設などの整備に対する支援を実施しているほか、「熊本県堆肥共励会」や「スキルアップセミナー」の開催を通じた良質な堆肥生産技術の普及や、良質堆肥の生産者を認定する「たい肥の達人」認定制度の運営、独立行政法人家畜改良センター等が実施する畜産環境研修を活用した畜産環境対策に関する人材育成などを実施しています。

また、平成27年4月には「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」が施行され、耕畜連携による堆肥の土づくり利用の進展が一層重要となっています。このため「熊本グリーン農業」と連携した畜産主産地から耕種主産地への良質堆肥の流通をさらに推進していく必要があります。

畜産経営に起因する苦情については、毎年11月を「畜産環境月間」とし、市町村や農業団体と連携した農家の巡回指導、農業関連情報誌等を利用した意識啓発・理解醸成を実施しています。

4 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進

(1) 「第三次地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」に基づく取組

取組

平成 23 年 3 月に「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」を策定し、第四次熊本県環境基本計画の中に位置付け、県機関全体の事務・事業に伴う各分野別の使用量等について、平成 21 年度を当該計画の基準年度とし削減目標を定め、省資源・省エネルギーに取り組んできました。

当該計画の最終年度である、平成 27 年度における各分野別の削減目標については、達成できていない項目があるものの、取組に対する職員の意識の浸透などにより、ほとんどの項目で削減が図られており、継続的な取組の成果があったものと考えられます。

なお、平成 27 年度の温室効果ガス排出量（県の事務・事業全体）は、46,263t-CO2 となり、平成 21 年度（基準年度）と比較して 14.0%増加しています。この背景には、東日本大震災以後の火力発電比率増加に伴い、電力排出係数が上昇したことによる影響などが考えられます。

平成 28 年度より、「第四次熊本県環境基本計画」を見直し改定した「第五次熊本県環境基本計画」内の「県の事務・事業における温室効果ガス排出削減（地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画）の推進」に基づき、県の事務・事業におけるエネルギーの使用の合理化や温暖化対策をさらに推進していきます。

表 2-1-6 平成 27 年度「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」取組状況

項目		目標 (H27 までの対 H21 削減率)	H21 実績	H27 実績	H27/H21 増減率	達成状況
温室効果ガス排出量	(t-CO2)	-	40,574	46,263	14.0%	-
電気使用量	(千 kWh)	-10%	68,614	58,379	-14.9%	○
揮発油（ガソリン）使用量	(kL)	-5%	1,907	1,773	-7.0%	○
灯油使用量	(kL)	-10%	874	681	-22.1%	○
軽油使用量	(kL)	-5%	648	713	10.0%	×
重油使用量	(kL)	-10%	707	624	-11.7%	○
LP ガス使用量	(t)	-5%	107	102	-4.7%	×
都市ガス使用量	(千 m ³)	-5%	563	578	-2.7%	×
水使用量	(千 m ³)	-10%	1,632	1,327	-18.7%	○
コピー用紙使用量	(千枚)	-20%	156,511	137,966	-11.8%	×
廃棄物発生量 (リサイクル量を除く)	(t)	-10%	1,686	1,315	-22.0%	○
廃棄物リサイクル率	(%)	リサイクル率 40%	33.7%	40.1%	6.4%	○

※ 軽油使用量が増加した主な理由

漁業取締事務所において、平成 26 年 7 月に取締船「ありあけ」（60 t）を用途廃止し、10 月に新たに取締船「あそ」（110 t）を就役したことから、燃料である軽油の使用量が増えた。

5 市町村における温室効果ガス排出削減の推進

取組

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県及び市町村は、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとされており、各市町村において地域の実情に応じた取組が進むよう、県温防センターと協力し、市町村の取組を支援しています。

また、市町村に対し、関係法令の改正や国の制度の見直し、先進的な取組、最新の地球

温暖化対策に対する知見等に関する情報提供を行っています。

その他に、国の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を活用し、市町村等の防災拠点や避難施設への再生可能エネルギー等の導入について、平成 24～27 年度、39 団体 64 施設において、補助を実施し、太陽光発電（56 施設）・蓄電池（58 施設）、バイオマスボイラー（4 施設）、ソーラーウインド街路灯等（5 施設）を整備しました。